

犯罪被害者等支援カードの印刷（政策目的随意契約）の発注見通しに関する事前公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により、次のとおり随意契約を行うので、埼玉県財務規則（昭和39年3月31日規則第18号）第102条の3第1項の規定に基づき公表します。

令和5年9月21日

埼玉県知事 大野 元裕

- 1 契約の目的
犯罪被害者等支援カードの調達
- 2 契約の履行方法、期限及び場所
 - (1) 履行方法
仕様書に基づくカードを、指定する期日に指定する場所に納品する。
 - (2) 履行期限
令和5年12月11日（月曜日）
 - (3) 納入場所
埼玉県県民生活部防犯・交通安全課ラムザ分室（埼玉県さいたま市南区）ほか67か所（埼玉県内・別添のとおり）
詳細については、決定業者に提供する。
- 3 契約を締結する時期
令和5年10月3日
- 4 参加資格
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設、同条第27項に規定する地域活動支援センター、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）であること。